

給実甲第326号 新旧対照表 (給実甲第1235号関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第20条関係</p> <p>1 この条の第2項第2号の「人事院の定める要件」は、次の各号のいずれかに掲げる要件とする。</p> <p><u>一 昇格させようとする日に次のいずれかに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>イ 人事院規則8-12(職員の任免)(以下「規則8-12」という。)第26条第2項に規定する人事院が定める転任(次号において「第26条第2項転任」という。)をしたこと。</u></p> <p><u>ロ 特定幹部職(規則8-12第18条第3項に規定する特定幹部職をいう。)への転任(適格性審査基準(平成26年6月4日内閣官房長官決定)の1に規定する現に幹部職に属する官職と同じ若しくは同等の職制上の段階に属する官職に就いている者又は過去に幹部職に属する官職と同じ若しくは同等の職制上の段階に属する官職に就いていた者に係る転任を除く。次号において「特定転任」という。)をし、かつ、この条の第2項第3号イ及びハに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>二 昇格させようとする日前1年以内に昇任又は第26条第2項転任若しくは特定転任をし、かつ、この条の第2項第3号イ及びハに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>2～12 (略)</p>	<p>第20条関係</p> <p>1 この条の第2項第2号の「人事院の定める要件」は、次の各号のいずれかに掲げる要件とする。</p> <p><u>一 昇格させようとする日に転任(人事院規則8-12(職員の任免)(以下「規則8-12」という。)第26条第2項に規定する人事院が定める転任及び特定幹部職(規則8-12第18条第3項に規定する特定幹部職をいう。)への転任に限る。次号において同じ。)をしたこと。</u></p> <p><u>二 次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>イ 昇格させようとする日前1年以内に昇任又は転任をしたこと。</u></p> <p><u>ロ この条の第2項第3号イ及びハに掲げる要件</u></p> <p>2～12 (同左)</p>